

[資料]

## 親子関係および扶養法 1990年 ——アルバータ州 (The Parentage and Maintenance Act)——

村 井 衡 平

筆者はさきにアルバータ州の「家族関係法」1970年—1993年の内容を紹介した（神戸学院法学第30巻1号355頁以下）。これは1968年の連邦の離婚法が施行された直後に制定された法律であった。そこには、配偶者権の回復、裁判上の別居、扶助料および扶養料、保護命令、配偶者権の喪失、婚姻詐欺、未成年者の後見および監護、親子関係の創設などの諸項目が含まれていた。これに續いて施行されたのがここに紹介する「親子関係および扶養法」にはかならない。

ここでは血液検査などの方法で親子関係（主として子の父との関係）を創設するための方法ないし手続に續いて、そのようにして創設された親子関係にもとづく扶養料の支払いの問題を規定している。

なお、本法に先立って、「扶養強制法」(The Maintenance Enforcement Act) が制定されていることを付記しておかなければならぬ。

---

### 定義

#### 第1条 本法において

- (a) “合意”とは、第6条のもとでの合意を意味し、合意の変更を含む。

- (b) “子”とは、互いに婚姻していない両親より生まれた子を意味する。
- (c) “裁判所”とは、女王座裁判所を意味する。
- (d) “部”とは、「家族およびソーシャル・サービス部」を意味する。
- (e) “ディレクター”とは、第3条1項のもとで任命されたディレクターを意味する。
- (f) “扶養強制ディレクター”とは、「扶養強制法」のもとでの扶養強制ディレクターを意味する。
- (g) “父”とは
- (i) 子の生物学上の父、または
  - (ii) 母を妊娠させた人
- を意味する。
- (h) “登録された合意”とは、扶養強制ディレクターに登録された合意を意味する。
- (i) “ミィニイスター”とは、「家族およびソーシャル・サービス・ミィニイスター」を意味する。
- (j) “母”とは
- (i) 子の生物学上の母、または
  - (ii) 子の推定上の母
- を意味する。
- (k) “命令”とは、本法のもとで制定された命令を意味し、命令の変更を含む。
- (l) “親”とは、母または父を意味する。

## 申 立

第2条 本法は、18才未満の親を含むすべての人に適用するが、裁判所は、本法のもとで裁判所に申立する未成年者の利益を代表する人を任命することができる。

## 親子関係および扶養法 1990年

### ディレクター

第3条 (1) 「公共サービス法」に従い、ミニニイスターの指示のもとに本法を執行すべきディレクターを任命することができる。

(2) ディレクターは、書面により、部の使用人に、本法または規則により彼に授与または課せられた権限または義務を委任することができる。

(3) 第2項のもとでディレクターによる委任は、ディレクターの署名または権威を証明することなく、委任のなかでのべられた事実を証明する証拠として認められるものとする。

### 援助の要請

第4条 (1) 子または母の扶養についての援助の要請は

- (a) 一方の親
- (b) 子
- (c) 子を世話し、監督する人
- (d) 母または子のための扶養料の支給を引受けている人

により、ディレクターになされることができる。

(2) 第1項のもとで要請をうけたディレクターは

- (a) 合意に加わり、または合意しようとする他の人を援助し
- (b) 本法のもとで裁判所に申立をし、または申立をしようとする人を援助し、また
- (c) ディレクターの意見により、子または母もしくは双方の最善の利益である何かほかの手段をとることができる。

### 情報にアクセスすること

第5条 (1) 第4条のもとで要請をする人は、その人の個人的な経歴についてディレクターによって保存される記録にアクセスする権利を有し、また請求にもとづき、ディレクターはその人を記録にアクセスさせるものとする。

(2) 第1項に言及された人は、書面により、ディレクターが委任のなかで指名された誰か他の人の個人的な記録にアクセスすることを許可

することができ、また委任をうけ次第、ディレクターは委任のなかで指名された人が記録にアクセスできるよう、準備するものとする。

## 合意

第6条 (1) 一方の親は

- (a) ディレクター
- (b) 他方の親、または
- (c) 両親の子の世話および監督をしている誰か他の人

と規則で定められた型式で合意をすることができ、それにより、両親は第2項に言及される費用の一部または全部の支払いに合意する。

(2) 合意は、以下の費用のどれか、または全部を対象とすることができる。

- (a) 母の扶養のため
  - (i) 子の出生前、3ヶ月を越えない期間
  - (ii) 子の出生のとき、および
  - (iii) 子の出生後の一期間の合理的な費用
- (b) 合意の日前に子の扶養のために必要とされる合理的な費用
- (c) 子が18才に達するまで、子の扶養のための毎月または定期的な支払い
- (d) 合意の日前に子が死亡するとき、子の埋葬の費用
- (e) 親子関係を決定するために生じた費用

(3) 第2項(c)のもとで子の扶養に必要なものを除き、第2項に言及された費用についての一方の親の責任は、合意により特定された金額の支払いにより満足されるものと定めることができる。

(4) 父が当事者である合意には、彼が父であるか、多分そうであるとする彼の承認を含まなければならない。

(5) 登録された合意の当事者は、いつでも、新しい合意に入り、新しい合意を扶養強制ディレクターに登録し、合意を変更することができる。

## 親子関係および扶養法 1990年

(6) 本条に従ってなされない合意は、ある人が第7条のもとで申立をするのを妨げない。

### 申 立

第7条 (1) 第5項に従い、裁判所に

(a) 本法の目的のため、被告が一方の親であることを宣言し、また

(b) 第16条1項に参照される費用の一部または全部の支払いを命じる

命令を申立ることができる。

(2) 第1項のもとでの申立は

(a) 一方の親

(b) 子

(c) 子を世話し、監督する人、または

(d) 「社会開発法」のなかに定義される社会保障の受取人のためにディレクター

によってなされることができる。

(3) 申立は、申立に関連する事実を表示する規則に定められた型式により、宣誓供述書を裁判所に提出して開始されなければならない。

(4) 2人以上の人の中誰かが、多分、一方の親であるとき、これらの各人は、申立に被告として指名することができる。

(5) 本条のもとで、死亡した人について申立をすることはできない。

### ディレクターが関与する権限

第8条 第7条のもとで申立が開始されたのち、申立人が「社会開発法」に定義される社会保障の受取人となるとき、ディレクターは申立に介入し、抗議することができる。

### 呼 出 状

第9条 (1) 第7条3項のもとで宣誓供述書が提出されるとき、裁判所または裁判所事務官は、被告に対し呼出状を発行し、呼出状で特定さ

れた日時・場所に裁判所の面前に出頭し、第7条1項のもとで命令が被告になされなかった理由を呈示するよう、要求するものとする。

(2) 裁判所事務官は、書面により、彼の部員の誰れかに、第1項のもとで呼出状を発行する権限を委託することができる。

(3) 裁判所が別の命令をするときを除き、呼出状は、申立の審理のための呼出状に定められた日付より少くとも2日前に、被告自身に送達されるものとし、裁判所はアルバータ以外での送達を許可することができる。

(4) 第1項のもとで呼出状を発行する代わりに、または呼出状の発行後、申立の審理のために呼出状に定められた日付前に、裁判所はそれを満足させる証拠にもとづき、規則に定められた型式による許可状が、被告を逮捕するために発行されることを命じることができる。

(5) 呼出状の送達をうけた被告または第6条に従い出頭する義務を負う人が、呼出状に定められた日時・場所に出頭せず、彼の不出頭の合理的な理由を呈示しないとき、裁判所は規則に定められた型式により、被告を逮捕するための許可状の発行を命じることができる。

(6) 許可状にもとづいて被告がその面前に連行された裁判所または治安判事は、被告を拘束し、申立の審理に出頭させ、被告が

(a) 裁判所または治安判事に現金を預託するか、しないか

(b) 保証を提供するか、しないか

誓約書を提出させることができる。

## 不 出 頭

第10条 (1) 被告が

(a) 呼出状を送達され

(b) 誓約書を提出し、または

(c) アルバータ以外で呼出状が送達され、裁判所の管轄権に従いながら

申立の審理に出頭しないとき、裁判所は提出された証拠を審理し、被告

## 親子関係および扶養法 1990年

が審理に出頭したときにできた命令をすることができる。

(2) 第1項のもとで被告に対して命令がなされ、彼が誓約書に従って出頭しないとき、裁判所は、第9条6項のもとで預託された現金または提供された保証が、命令を満足させるか、または裁判所が命じる他の方法で使用されるよう命じることができる。

(3) 命令が第1項のもとでなされるとき、被告は命令の日より30日以内に、裁判所に再審理を申立することができ、裁判所は再審理を命じ、命令を確証し、変更し、または取消すことができるが、申立人にいかなる費用も裁定しないものとする。

### 審理から除外すること

第11条 (1) 第2項に従い、裁判所が

(a) 審理に提出される証拠が審理をうける人に不利であるか、または  
(b) その人を審理から除外することが適切な司法を促進する  
と確信するとき、裁判所はある人を審理の全部または一部から除外する  
ことができる。

(2) 裁判所は

(a) ディレクターまたは彼の委託した人  
(b) 審理の申立人もしくは被告、または  
(c) 申立当事者の誰かを代理する弁護士  
を審理から除外することはない。

### 親子関係の推定

第12条 (1) 本法の目的のため、可能性の公算にもとづき、反対の証明がないとき、以下の事情のどれかにより、その人が子の父であると推定される。

(a) 子の出生のとき、その人が子の母と婚姻していた  
(b) その人が子の母と婚姻しており、婚姻が  
(i) 子の出生前300日を越えない期間に婚姻無効判決が言渡さ

れたか、または

- (ii) 子の出生前300日を越えない期間に離婚判決が言渡されたことにより終了した
- (c) その人が子の出生後に子の母と婚姻し、彼は子の父であったと承認した
- (d) その人が子の出生の直前、少くとも1年間、子の母と同居した
- (e) その人が彼自身および子の母と共同で申請し、「人工動態統計法」またはアルバータ以外の州の類似の法律のもとで、子の父と登録した
- (f) その人がカナダにおける管轄権をもつ裁判所により、子の父と推定された

(2) 第1項のもとでの推定により、1人以上の人人が子の父であるかも知れない事情が存在するとき、父性に関する推定はなされないことがある。

### 血液検査

第13条 (1) 本法のもとで申立の一方当事者の請求により、裁判所はそれが適切と判断するとき、命令に指名された人から血液検査をうけることを許可し、証拠の結果に従うよう命令することができる。

(2) 第1項のもとでの命令は、裁判所が適切と判断する条件および期限に従ってなされることができる。

(3) いかなる検査も、その人の同意なしに行われないものとする。

(4) 第1項のもとで命令に指名された人が年令または無資格を理由に同意することができないとき、同意はその人の監護者によって与えられることができる。

(5) 第1項のもとで命令に指名された人またはその人の監護者は、時に応じて、命令に言及された検査に同意するのを拒否することができ、裁判所は適切と判断するなんらかの推理をすることができる。

## 証 拠

第14条 (1) 他のいかなる法律にもかかわらず、本法のもとでの申立において、既婚婦人は証人となる資格があり、申立がなされている彼女の子の父性につき、証人として証言することができる。

(2) 他のいかなる法律にもかかわらず、本法のもとでの申立において、被告は証人となる資格があり、証人として呼ばれるとき、被告は予告または旅費なしに、申立人により、またはその利益のために反対尋問をされることができる。申立人は、被告が証人として呼ばれたことのみを理由として、被告の証言によって拘束されることはない。

(3) 本法のもとで申立の一方当事者によってなされた証言のうち、証言をする人が誰れかと性交したことを見せるものは、その人が当事者である離婚訴訟事件において、証言する人の不利に証拠として認められない。

(4) 本法のもとでの申立において、裁判所は

- (a) ある人の出頭を強制し、宣誓のうえ証言し、要求される書面および物品を提出するよう強制し、また
- (b) 「刑法典（カナダ）」第22条のもとで治安判事の権限を行使することができる。

## 親子関係を宣言する命令

第15条 (1) 裁判所は、被告が一方の親であると確信するとき、本法の目的のため、被告が一方の親であると宣言する命令をすることができる。

(2) 申立において2人以上の人があると指命されるとき、裁判所が

- (a) 被告のうちの1人が一方の親であると確信し、また
- (b) 被告のどちらが一方の親か決定できないとき

裁判所は、その意見によれば一方の親にちがいない被告の各自を、本法の目的のため、一方の親と宣言する命令をすることができる。

(3) 本法のもとで命令が申立てられた日に、申立てにかかる子が18歳に達しているとき、いかなる命令もなされない。

## 扶養料を支払うべき命令

第16条 (1) 第15条のもとで命令がなされるとき、裁判所は第3項に従い

- (a) 被告に第2項に言及された費用の一部もしくは全部を支払うよう命じるか、または
  - (b) 命令が第15条2項のもとでなされるとき、被告に対し、第2項に言及された費用の一部または全部を支払うよう指示するさらなる命令をすることができる。
- (2) 本条のもとでの命令による指示は、以下の費用の一部または全部を対象にすることができる。
- (a) 母の扶養のため
    - (i) 子の出生前3カ月を越えない期間
    - (ii) 子の出生時、および
    - (iii) 裁判所の意見によれば、子の出生の結果として必要となる、子の出生後の一定期間に必要な合理的な費用
  - (b) 命令の日前の子の扶養のために必要な合理的な費用
  - (c) 子が18才に達するまで、子の扶養のための毎月または定期的な支払い
  - (d) 子が命令の日前に死亡するとき、子の埋葬の費用
  - (e) 本法のもとでなされた裁判所の手続の一部または全部の費用
- (3) 本条のもとで
- (a) 第2項(b)または(c)に言及された費用につき、子が18才に達する前に命令の申立がなされたとき、または
  - (d) 第2項(a)または(b)に言及された費用につき、費用が生じたのち2年以内に命令の申立がなされたときいかなる命令もなされない。
- (4) 本条のもとで命令をするとき、裁判所は、子の両親各自の財政状

## 親子関係および扶養法 1990年

況を考慮し、子を合理的な生活状況で扶養できるよう、子の扶養料として支払われる金額を決定するものとする。

(5) 命令は、第2項(c)のもとでの子のための扶養料以外に、第2項に言及された費用のための一方の親の責任は、命令により特定された金額の支払いにより満足されるものと定めることができる。

(6) 本条のもとで命令がなされるとき、申立人は、認証されたコピーを第15条のもとで一方の親と宣言された人に提供するものとする。

### 世話および監護の変更

第17条 (1) 命令または合意により、子の扶養料の支払いは、その人が命令または合意の一方の当事者でなくとも、子の世話および監督を引受ける誰れかある人になれるものとする。

(2) ある人が命令または登録された合意の一方当事者でなく、命令または登録された合意の日以後の子の世話および監督を引受けるとき、その人は世話および監護を引受ける日より30日以内に、世話および監督の変更を書留郵便により、扶養強制ディレクターに通知するものとする。

(3) 扶養強制ディレクターは、第2項のもとで通知されなかった、子の世話および監督の変更後に彼に預託された金銭の払い戻しにつき、責任を負わない。

### 変更または終了の申立

第18条 (1) 命令または登録された合意の変更または終了の申立は

- (a) 命令または登録された合意により支払いを要求される人
- (b) 命令または登録された合意の主体である子の一方の親
- (c) 命令または登録された合意の主体である子の世話および監督をする人
- (d) 命令または登録された合意の主体である子、または
- (e) 「社会発達法」において定義される社会保障の受取人のためにディレクター

によりなされることができる。

(2) 裁判所は

- (a) 命令または登録された合意に特定された費用を支払う一方の親の能力
- (b) 子のニーズ、または
- (c) 子の世話および監督

に基本的な変更が生じたと確信するとき、命令または登録された合意を変更または終了させることができる。

(3) 本条のもとでの命令は、第6条(3)または第16条(5)のもとで特定された金銭を変更することができる。

#### 命令の終了

第19条 (1) 子のための扶養料の支払いを命じる命令または合意の規定は、子の死亡または養子の縁組により終了する。

(2) 命令または登録された合意の終了により、子の世話および監督をする人は、終了より30日以内に、命令または登録された合意が終了したことと書留郵便で扶養強制ディレクターに通知するものとする。

(3) 扶養強制ディレクターは、第2項のもとで通知されなかった命令または登録された合意の終了後に彼に預託された金銭の払い戻しについて、責任を負わない。

#### 担保

第20条 第16条のもとで命令がなされ、または変更されるとき、裁判所は、命令により支払いを指示された人の財源を調査したのち、命令のもとでなされる支払いにつき、その人に、裁判所により指示される担保を提供するよう要求することができる。

#### 新らしい証拠

第21条 本法のもとで命令がなされ、または申立が棄却されるとき、裁判所は、新らしい証拠または詐欺を発見したことを理由に、手続の再開を許可することができ、また自ら再開し、裁判所の以前の判決を考慮することができる。

## 他の救済方法

第22条 本法のいかなる規定も、本法がなくともある人に対して主張することができる訴権または救済方法を奪うことはない。

## 情報の開示

第23条 (1) 本法の施行のために雇傭され、または協力するいかなる人も、ある人の個人的な経歴または記録を取り扱う彼の義務を遂行中に知り得た情報を他の人に開示または通知しないものとする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 本法のもとでの裁判所の手続中
  - (b) ミニニイスターの書面による同意によるか、または
  - (c) 第5条に従うとき
- (2) 第1項は、本法を適切に施行するために必要と考えられ
- (a) 「家族およびソーシャル・サービス部」または他の部の使用人または部の代理人
  - (b) 地方自治体、カナダ政府、カナダの州もしくは地方の公務員またはこれらの政府の代理人、または
  - (c) 部の代理人として行動する人
- に対してなされる開示には適用しない。
- (3) 裁判所が別の命令をするときを除き、いかなる人も、本法のもとでの審理の報告または通知という方法で
- (a) 子もしくは子の親の氏名、または
  - (b) 子もしくは子の親を特定できるかも知れないいかなる情報も開示しないものとする。
- (4) 本条のどの規定も、情報の公表または解放が適切な司法のために必要であるとき、裁判所事務官が
- (a) 報告または通知を公表し、または
  - (b) 本法のもとでの申立の一方当事者または彼の弁護士に情報を解放すること

を阻止しない。

(5) 本条に違反する人は、罪を犯しており、2000ドル未満の罰金を支払う責を負い、支払われないとき、6カ月未満の禁錮に処せられる。

## 規 則

第24条 ミニイスターは

- (a) ディレクターの義務を規定し
- (b) 本法のもとで申立がそれによりなされる規則を制定し、また本法のもとですべての手続の問題を一般的に処理し
- (c) 型式を制定し、それらを使用できるよう用意する

規則を制定することができる。

## 経過規定

第25条 (1) 「扶養料および財産回復法」のもとで申立がなされた場合に、本法施行前にそれについて呼出状が発行されなかったとき、いかなる効力も有しない。

(2) 「扶養料および財産回復法」のもとで申立がなされ、同法のもとでそれについて呼出状が発行された場合に、本法施行前に被告に送達されなかったとき、いかなる効力も有しない。

(3) 「扶養および財産回復法」のもとで申立がなされ、同法のもとでそれについて呼出状が発行された場合に、申立の審理の開始が本法施行後であるとき、本法のもとで継続されるものとする。

第26条ないし第32条（これらの諸条は、他の法律に重要な改正を及ぼす。改正はそれらの法律に統合された）。

第33条 本法は、宣言にもとづいて発効する。（註、宣言は1991年1月1日に施行）